

平成15年4月21日
周南社協規程第18号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
善意銀行設置運営規程

(設 置)

第1条 民間の篤志家等市民の善意を助長し、福祉活動の推進を図ることを目的として、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に周南市善意銀行（以下「善意銀行」という。）を設置する。

(機 構)

第2条 善意銀行の本店を本会本部に置くほか、本会各支部に支店を置く。

2 前項の支店のほか、周南市社会福祉事務所及び各総合支所等関係機関に受付窓口を置くことができる。

(口 座)

第3条 善意銀行に次の口座を設ける。

- (1) 現金口座
- (2) 物品口座

(業 務)

第4条 支部において各種預託を受け付け、福祉向上のための配分業務を行い、本部において一括経理する。

2 前項の受け付けをした場合は、預託申込書（別記様式第1号）に記入の上、預託者に領収書（別記様式第2号）を発行するものとする。

3 配分は、預託者の善意が有効かつ効果的に活かされるよう、最大限の配慮に努めなければならない。

4 預託者に指定先の希望があれば、その意志を尊重して処理するものとする。

(会計及び経理区分)

第5条 本事業は、一般会計に善意銀行運営事業経理区分を設け処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。